不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>必要な措置の命令(区画整理会社に係るものに限る。)</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>土地区画整理法第１２５条の２第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>土地区画整理法第１２５条の２第３項の規定による。

３　都道府県知事は、前２項の規定により検査を行つた場合において、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反していると認めるときは、区画整理会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、区画整理会社のした処分の取消し、変更若しくは停止、又は区画整理会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>